

第12回 郡上市住民自治推進懇話会 要録

【日時】 平成25年2月22日（金） 午後7:30～9:30

【会場】 郡上市役所 本庁舎4階 大会議室

【要録】

1. 開会 (座長) 午後7時30分

2. あいさつ (市長公室長)

3. 協議事項

1) 自治基本条例について

(座長)

- ・これまで懇話会の中で議論いただいた内容について、「郡上市の住民自治推進に関する提言書提言書(案)」(以下「提言書案」とする)としてまとめた。
内容を確認いただき、意見をいただきたい。

* 提言書案 P4 「時代背景と住民自治の検討」
P5 「郡上市に適した住民自治のあり方」他について説明。

- ・先日、郡上市の第二次行政改革大綱(案)(以下「行革大綱」とする)について、市ホームページにおいてパブリックコメントが掲載された。行革大綱においては、住民自治の重要性が示され、本懇話会と内容、方向性においても多くの共通点がある。委員の皆様から提言書(案)について意見をいただく前に、郡上市行政改革推進審議会委員も務められている本懇話会委員の方からご意見を伺いたい。

(委員)

- ・郡上市の改革をテーマに、実際に市内各所を巡回しながら検討を行った。
- ・パブリックコメントでの反響から感じたことは、改革ということについて十分に理解されていない方が多いということ。
- ・今までのしがらみにとらわれ、最初から守りに入るのではなく、新たな視点や考え方のもとに作り上げていくということを前提に、大綱(案)を見て欲しいと感じた。
- ・改革のポイントは「市民協働」である。「市民協働」を推進することが、地域の改革、活性化へとつながる。
- ・成功している自治体は、時代の変化に対応できているところが多い。
- ・地域において大切なのは市民や自治体職員を含め、人材の育成であり、地域の活性化や自治力の向上に直結するものである。
- ・ひとつの方法として、地域での事業の計画や実施において、市職員OBの参画により、その知識や技術を活用することで、一般市民のみでは実施が困難な活動も、より効率的・効果的に実施することができる。
- ・市民参画については、まずは各地域で行われるイベントや行事に積極的に参加することが大切で、それが地域内での繋がりや結び付きを深め、自治力の向上につながる。

(座長)

- ・それでは、提言書案について意見をいただきたい。

(委員)

- ・提言書案P5「郡上市に適した住民自治のあり方」における(2)の中で、地域の防災、安全・安心に加え、助け合いという意味の「福祉」を入れたらどうか。
- ・同じく(3)については市民の役割を明言したものと理解するが、もう少しわかりやすく簡単な言葉としたらどうか。例えば、「市民の自治力を高めるために市民自らが学びあう…」というような言い回し等。
- ・自治基本条例が市民の自治力向上のためのものということであれば、議会にも内容を尊重していただく必要がある。P13の「議会の役割・責務」の中で、議会は自治基本条例を「尊重する」という言葉を入れたらどうか。
- ・また、同じく行政の役割としては、市民の自治力を高めるための環境を整えること(人的

な支援を含め)が考えられる。そのような内容の言葉を加えたらどうか。

(座長)

- ・市民の自治力を高めるということに対し、市民・議会・行政それぞれがどのような役割で
どういうことをすべきか、ということを確認することは大切なことである。

(事務局)

- ・表現方法も含め、具体的な文章内容についてもまとめて決定していただきたい。

(委員)

- ・(2)の中に「福祉」を入れることは、これまでの懇話会の中でも多く取り上げられてきた
地域の中での助け合いに係るものであり、賛成である。

(座長)

- ・(2)について「福祉」を加えることについて賛成という意見が多いが、特に反対がないた
め提案通り変更とする。

(アドバイザー)

- ・(3)の中で「市民が主権者」という表現がある。イメージとしてはわかるが、違和感を持
たれる方もいるのではないかと。委員の皆様はどう思われるか確認しておきたい。

(委員)

- ・あえて「主権者として」として強調しないで、「市民は」というだけでよいと思う。

(座長)

- ・「主権者」という言葉を用いることで、責任があるということを示す考え方もある。
・表現としては、「主権者」の他にP10「基本理念」の解説において「主人公」という表現
を用いている。

(委員)

- ・「主権者」という言葉は重みを感じる。

(委員)

- ・「主権者」という言葉は、煽り立てるようなイメージを持たれる方もいるので、外してお
いた方がよいと思う。

(座長)

- ・「主権者」という表現について、P5の中の「主権者」については、総体的に外すという意
見が多いが、関連してP10「基本理念」における「市民が主権者」という表現について
はどうか。

(委員)

- ・下の解説と同じ「主人公」としたらどうか。

(座長)

- ・条文に「主人公」という表現はあわない気がする。

(委員)

- ・懇話会は条文を考えているわけではない。提言書の中の表現ということで「主人公」でよ
いと思う。

(座長)

- ・整理をします。P5の中の「主権者」を外すということでよいか。また、P10の基本理
念における表現についても、「主権者」を「主人公」とする意見が多いが、他に意見はない
か。それでは、P5、P10とも提案通り変更とする。

(委員)

- ・P5(3)の中で「市民はすべてを行政に任せるのではなく」という表現は説明的で、言
いたいことはわかるが、もう少し前向きで簡潔な言い回しとし、「市民は自治力を高め」と
いう表現を提案したい。

(座長)

- ・P5(3)について、「市民は自治力を高め、自助・共助・公助の精神による住民自治の推
進を目指し、市民主体の自治運営に努力する必要があります」と意見があったが、他に意
見がなければ、提案通りの変更とする。

(委員)

- ・P13「議会の役割・責務」の3つ目の「この条例の基本原則、基本理念を理解し」を「尊
重し」に変更したい。このことについては、議会の役割は市民の声を聞くことであり、市
民の自治力を高めるための自治基本条例の基本理念や基本原則を尊重していただきたいと

いうことによるもの。

- ・市の役割については、P 1 4 「市長等の責務」の中で、市民が自治力を高められるために環境整備や人的な支援を行うというような表現を入れるべきである。

(座長)

- ・特に異論がなければP 1 3 議会の役割・責務について、P 1 4 市長等の責務について、一部変更を行う。
- ・その他意見はないか。

(委員)

- ・提言書の内容についてはではないが、確認しておきたいことがある。現在、地域において、教育課が振興課と別棟にあるところがあり、住民の意識を高揚させることを考えるのであれば、連携ということも含め、行政機関が分かれているよりもひとつの建物にあった方がよいと思う。

(市長公室長)

- ・地域における振興事務所と教育課の一本化については、体制を含め、現在、市の中で新年度から実施できないかと模索しているところである。

(委員)

- ・自治公民館体制に関する現在の状況はどうか。

(社会教育課)

- ・新公民館体制において、学校区という単位で指定しスタートしているが、これまで学校区で行ってなかった地域、特に自治会ごとに公民館がある分館体制の地域においては、まず学校区内の分館同士で可能なところから協働を行い、徐々にひとつのコミュニティとしてまとまるなかで自治公民館を目指すという考え方で、段階を踏んでいる状態である。

(委員)

- ・P 2 0 「行政評価」について、市民の自治力の高まりに関する検証や評価、自治基本条例自体に対する評価が必要ではないか。

(アドバイザー)

- ・自治基本条例は、制定してすぐ変わるというようなものでなく、育てる条例という言葉の方をする。条例制定による効果はすぐにあらわれるものではないが、P 2 2 「この条例の検証」にあるように、審議会を設置し見直しを含めた検証を行うことになっており、今、委員が言われたことについては、この項目に加えることでどうか。

(委員)

- ・市民の自治力の高まりや自治基本条例P 2 2 「この条例の検証」の【その他意見】に加えていただくこととしたい。

(座長)

- ・意見がなければ決定としたい。

(アドバイザー)

- ・「自治力」という言葉が出てきたが、提言書の中に使用する場合、定義をする必要があるので、助言をしておきたい。

(市長公室長)

- ・確認として、P 5 2-(3)の中に「自助」「共助」と共に「公助」があるが、住民自治の推進ということであれば、「公助」についてはなくてもよいと思うがどうか。

(座長)

- ・自助、共助、公助と分けるのではなく、「自助・共助・公助」というひとつの流れというか、ひとつの言葉として3つの言葉を「」で囲んで表現することとしたらどうか。
- ・意見がなければ、そのようにしたい。
- ・これまで意見をいただいた変更点については次のとおり。

◆ P 5 2-(2)

地域の防災、安全、安心 ⇒ 地域の福祉、防災、安全、安心

◆ P 1 0 (5)

市民が主権者です。 ⇒ 市民が主役です。

◆ P 1 3 (3)

議会はこの条例の基本原則、基本理念を理解し

⇒ 議会はこの条例の基本原則、基本理念を尊重し

◆P14(4)※追加

・市長等は、市民の自治力向上のため、あらゆる面において支援します。

◆P22(10)【その他意見】※追加

・市は、住民の自治力の向上に関する状況評価について、検証を行う必要があるという意見。

・市は、この条例に対する評価について検証を行う必要があるという意見。

・その他、意見がなければ、上記変更を行った上で本提言書をお認めいただいたということによろしいか。

(委員)

・異議なし

(座長)

・ありがとうございました。変更を行った提言書につきましては、後日、郵送にて委員の皆様へ送付予定です。

2) 提言について

(座長)

・市長への提言書の提出については、次の日程でお願いしたい。

【日時】平成25年2月27日(水)午前9時30分より

【場所】郡上市役所3階 特別会議室

・尚、出席者については、座長の他、副座長、幹事が代表でお願いしたい。

(事務局)

・今後の予定としては、平成25年度に「自治基本条例」の策定委員会を新たに設置し、平成26年度の制定を目指す予定。

3. 閉会 (副座長) 午後9時30分